

奈良県公安委員会告示第110号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）
第7条第1項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者から代表者の氏名の変更に
ついて届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年8月27日

奈良県公安委員会

委員長 島本 太香子

運転免許取得者等 教育を行う者の氏 名又は名称	運転免許取得者等 教育に使用する施 設の名称	代 表 者 の 氏 名	
		変 更 前	変 更 後
一般財団法人奈良 県交通安全協会	橿原中央自動車学 校	岡 本 好 央	高 岸 正 光